

## 竹原市民生産業委員会

令和2年9月11日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第 74号 竹原市税条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第 75号 竹原市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第 77号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第 78号 竹原市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第 79号 竹原市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第 80号 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第 81号 竹原市介護保険条例等の一部を改正する条例案
- 8 議案第 85号 令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 86号 令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 10 陳受第2-4号 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている各店舗への支援についての要望
- 11 陳受第2-7号 建設業における地元業者育成に関する陳情

(令和2年9月11日)

出席委員

氏 名	出 欠
竹 橋 和 彦	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	出 席
井 上 美 津 子	出 席
川 本 円	出 席
堀 越 賢 二	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
下 垣 内 和 春
今 田 佳 男
大 川 弘 雄
道 法 知 江
吉 田 基
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長                      住 田 昭 徳

議 会 事 務 局 係 長                    矢 口 尚 士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
建 設 部 長	影 田 康 隆
税 務 課 長	井 上 光 由
市 民 課 長	塚 原 一 俊
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
社 会 福 祉 課 長	沖 本 太
健 康 福 祉 課 長	森 重 美 紀
建 設 課 長	松 岡 俊 宏
都 市 整 備 課 長	西 吉 八 起

午前10時00分 開会

委員長（竹橋和彦君） 皆さんおはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長からの許可を得た後、発言していただきますよう  
よろしく願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に、委員間  
討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ質疑を再開、あるいは終結を決定し、質疑が  
終結いたしましたら個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいた  
します。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第3回  
定例会の民生産業委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案一覧表に記載のとおりであり  
ます。副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さんおはようございます。

委員長初め委員の皆様におかれましては、お忙しい中、委員会を開催していただきあり  
がとうございます。

本日は、議案第74号、議案第75号、議案第77号から議案第81号まで、そして議  
案第85号及び議案第86号の9議案につきまして御説明をさせていただきます。慎重な  
審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審議順序表の順に行い、  
付託議案の採決の後に付託を受けております陳情について審議をしてまいりたいと思いま  
す。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第74号竹原市税条例の一部を改正する条例案と議案第77号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は関連がありますので一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（井上光由君） 税務課からは市税条例の改正案の上程になります。

それでは、議案書の11ページと議案参考資料の9ページになります。

議案第74号竹原市税条例の一部を改正する条例案につきまして、事前に配付させていただいております議案等補足説明資料、こちらの方の市民生活部の資料で説明させていただきます。

1の1ページのほうを御覧ください。

まず、1の改正の概要につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人住民税におけるひとり親に対する非課税措置等を見直すとともに、寄附金税額控除及び住宅ローン控除の適用要件の整備、たばこ税の課税標準の見直しなど、必要な規定を整備するものであります。

具体的な内容につきまして、2の（1）、個人市民税関係の改正につきましては、女性及び男性の寡婦控除に関する改正について。婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子を有する未婚のひとり親について同一の控除を適用します。また、現行の女性及び男性の寡夫に対する個人住民税の非課税措置について、前年所得135万円以下の方を対象にしておりますが、未婚のひとり親も対象とします。なお、女性の寡婦に対して、男性の寡夫と同様の500万円の所得制限を設けるものであります。

次に、イの長期譲渡所得に係る課税の特例の創設につきまして、租税特別措置法におきまして都市計画法に規定する都市計画区域内にある低未利用地等について一定の要件を満たす譲渡をした場合、当該個人の譲渡所得から100万円を控除する特例が創設され、住民税の課税における長期譲渡所得の算定においても、適用する措置を講ずるものであります。

低未利用土地の例といたしまして、空き地、空き家、空き店舗や一時的に利用されている資材置場や駐車場等になります。一定の要件といたしまして、譲渡価格が500万円以下であること、譲渡年の1月1日において5年以上の所有期間を有すること、譲渡相手方が特別な関係でないこと等になります。

次に、1の2ページを御覧ください。

ウの新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の創設につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響によるイベント行事の中止、規模の縮小等によって生じた当該行事の払戻請求権を放棄した場合に、住民の福祉の増進に寄与するものとして、当該払戻請求権相当額を寄附金税額控除の対象とするものであります。

(1) 税額控除案につきましては、1万円のチケット代の払戻しをしなかった場合の例といたしまして、1万円から自己負担分2,000円を差し引いた8,000円になり、その40%となっておりますが、40%ではなく50%の方に訂正させていただきます。その50%の内訳といたしまして、所得税の控除分が40%、住民税分が10%で、所得税が3,200円、住民税が800円、合わせまして4,000円の税額が控除されます。(2) 対象イベントは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となった日本国内の文化芸術またはスポーツに関するもの。(3) 対象期間につきましては、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催、または予定のものになります。この改正で、福祉の増進に寄与する寄附金と同様の扱いとするものであります。

次に、エの新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の創設につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、消費税増税時の特例を適用するもので、住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも居住年を1年延長し、令和3年12月末までに入居すれば控除期間が10年から13年に延長され、住宅ローン控除を適用するものであります。

(1) 個人住民税関係のア、イ、ウ、エの施行日につきましては、令和3年1月1日になります。

次に、(2) 法人住民税に関する改正につきましては、法人市民税の課税標準となります国が課税する法人税において、連結納税制度を廃止してグループ通算制度へ変更となり、通算法人ごとに申告等を行うように改正されました。この法人税の改正に伴う法人市民税の制度内容の改正はございませんが、引用条例の項ずれ等に伴う整備等を行うものであります。

施行日につきましては、令和4年4月1日になります。

次に、(3) のたばこ税に関する改正につきましては、紙巻たばこに類似したリトルシガーのような軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう最低税率

を設定するものであります。

施行日につきましては、令和2年10月1日及び令和3年10月1日になります。

議案第74号については以上になります。

引き続きまして、議案第77号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、議案書の27ページと議案参考資料の35ページになります。

改正の概要につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例が追加されたため、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、先ほどの議案第74号で説明いたしました租税特別措置法において、都市計画法に規定する都市計画区域内にある低未利用地等について一定の要件を満たす譲渡をした場合、当該個人の譲渡所得から100万円を控除する特例が創設されたことに伴い、当該特例を国民健康保険税の課税における長期譲渡所得の算出においても適用する措置を講ずるものであります。

議案第77号につきましては以上になります。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 74号のところの説明の中で、長期譲渡所得に係る課税の特例の創設の中の御説明の中で、譲渡の条件が特別でないことというふうにおっしゃられたのですが、特別でないことというのは具体的にどういうことを示すのでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 身内の方とか、そういった特別な関係、第三者ということが前提という形になっております。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） 続いて、たばこ税に関することなのですが、10月1日、令和3年も10月からまたということなのですが、これ金額にしたらどれくらい上がるかというのを分かる範囲でいいですから教えていただきたいのですが。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 現在の改正前につきまして紙巻きたばこの換算本数が1グラム1本ということになっております。税額にしますと1,000本当たりが1万3,244円ですので、1本にしますと13.2円と約ですけど。リトルシガーなんですけど、現在のキングサイズですか、にしますとたばこのグラム数になるのですけどたばこの葉の、それが0.7グラムぐらいというふうにいわれております。それが結局現在ですと、1グラム1本ですから0.7グラムですと0.7本という換算になります。ですので、0.3グラムですと3.9円、約4円という形になっております。大体20本入りになっておりますので、大体でいいますと80円1箱がですね、1本当たり4円というふうな形になるということになります。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） もう一回確認だけ。紙巻きたばこが1本1.3円値上がりで、アイコスとか、加熱式が1本4円ですか。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 今回の増税につきましては、要は葉巻たばこの方の税額が上がると、リトルシガーといわれるものですね、いわゆる。そちらの方を紙巻きたばこと同等の税額にするということでありますので、紙巻きたばこを今回の改正によって上げるということではありません。いわゆるリトルシガーが紙巻きたばこの差額が同等になるということですので、1本当たり約4円上がると、リトルシガーの方が上がるというふうな内容になります。ですので、紙巻きたばこの税額ではないということでございます。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） 私もたばこ吸うのでちょっと気になるのですが、コンビニに行ったらコンビニでいつも買わせていただいているのですが、10月からたばこ上がりますからねと言われたのですが、それではないわけですね、今回の値上がりというのは。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 今回、10月から紙巻きたばこも加熱式たばこも、今言いました葉巻、リトルシガーといわれるそういったものも販売価格は上がるというふうにいわれております。ですので、そういった価格ではなしに今回は税額になりますので、販売価格ではないというふうに御理解いただきたいと思っております。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっと教えて、参考までに。

寡婦の夫の方の、対象者がもし分かれば教えて。

税務課長（井上光由君） あくまでこれは令和3年ということではなしに2年という形になります。改正前ということで。

500万円の所得以上の方ですので、例えば所得制限ですけど、女性の方になりますが、昨年度の。

委員（宮原忠行君） 女性でなく男性の方が知りたい。それはもうなっている話だから。

税務課長（井上光由君） 男性で対象が51人というふうになって。

委員（宮原忠行君） 51人。

税務課長（井上光由君） はい。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 今の長期譲渡所得の関係よね。都市計画区域だから竹原市内は全域は該当するということですね。そういう理解でよろしいですか。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） おっしゃられるとおりで、竹原市は全域が規制になっておりますので全域ということであります。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第79号竹原市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

担当者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、議案第79号竹原市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書では31ページでございますが、議案参考資料にて御説明いたします。議案参考資料43ページをお開きください。

まず、この条例改正の提案の要旨でございますが、民間事業者等の能力やノウハウを活

用し、施設の効果的、効率的な管理運営を可能とするよう施設の管理を指定管理者に行わせることができることとするため必要な規定の整備をするものでございます。

主な改正の内容でございます。

まず、竹原市火葬場の管理は、地方自治法の規定に基づき、指定管理者に行わせることができることから、本条例に新たな条項を加えることにより、まず指定管理者の指定、そして指定管理者が行う業務の範囲などを定めるものであります。

業務の内容といたしましては、既に委託いたしております火葬業務、そして今後施設、設備及び備品の維持管理、そして使用許可などを予定いたしております。施設の効果的、効率的な管理運営を可能とするよう取り組んでまいりたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 施設の効果的、効率的というところの部分で、現在も以前から施設自体はホールの方も、座敷の方も大きな変更はない状況だと思います。指定管理者で効果的、効率的というのであれば、現状の使われている状況を把握して、利用者の利便性を考えるべきだと思います。どうしても指定管理者のできる部分の改修の部分も、あくまで低額な修繕のところになってこようかと思うのですが、逆に指定管理者からいろいろな提案があつてしかるべきなのかなというふうには思います。そういった中で、今後今の火葬場の施設の設備とか、そういったようなところも合わせて指定管理者から何か提案があつた場合は、市の方は提案等に積極的に検討をされるのかどうかの部分で少し聞きたいと思えます。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 現在、業務委託しております部分は、火葬業務本体部分でございます。それ以外の維持修繕であるとか、その他の例えば施設に関する設備の保守点検であるとか、そういったものは市の方で担当しております。この間、いろんな提案といひますか、いろんな要望が来るのですが、要望が来てそれでうちから対応するというのではなく、施設の整備であるとか、修繕、そしていろんな保守点検、そういったものも先方で行っていただければいろんな意味でスピーディーに執り行えるのではないかと考えておりま

す。

それともう一点、この施設がもう築30年でございます。おっしゃるとおり、至るところが傷んでいるということで、指定管理料の中で指定管理を受けていただく業者さんがその範囲内でやっていただく、修繕等に対応していただくということになれば、これはまた専門の方ですのでいい対応ができるのではないかなと考えております。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） なかなかそうそう利用する機会はないと思います。人によっては1度あるかないかといったようなところで、故人との最期のお別れの間というところで。今までもそういう場所はどうあるべきかというものは委員会の中、それぞれの委員さんからもいろんな提案もあったかとは思いますが。今、まさに少子高齢化といいますか、高齢の方、特に斎場まで上がって最期を見送りされる方というのは年齢が割と高いように思います。そういった中で、それぞれが配慮しながらスペースを活用されてるわけなのですが。ホールの方はテーブルと椅子というところで、そのまま皆さん利用されているとは思いますが、座敷の部分に関しては、やはり今体調の面から見ても、靴を脱いで座敷に上がって待つとかというのがなかなか難しい利用者の方の声も聞きますし、見られます。そこを改修するとなると大がかりなことにはなるのですが、そういう声があればそれは何か低額で修繕できるような方法を協議する場があってもいいのかなとは思いますが。その件について伺います。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 現在のところで申しますと、大規模改修というのは炉の方の中のれんがであるとか、耐火れんがであるとか、そういったものの修繕にしておりますが。先ほど申しましたように築30年でございますが、傷んでいると同時に時代に合わなくなっている部分があります。そういったことが顕著に表れてるのが今おっしゃった座敷の部分ですね。この件につきましては、我々も課題があると捉えております。おっしゃったように、座敷に上がることが大変困難な場合が最近多々あるということも聞いておりますし、ほかの新しい施設を見ても上がらなくてもいいような感じになっております。そういったことも含めまして、受けていただいた業者さんと調整を進めながらこの築30年の施設をなるべく延命するような形で対応していきたいと考えております。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） ホールの方も椅子とテーブルの高さとか見ると、なかなかそこに座って食事をされるというのもテーブルとは違った様式なので、言えば切りはないのですが、最期のお別れの場所としてふさわしい状況は意見をいろいろ聞いて、できるだけそれが反映されたら一番いいのかなとは思いますが、手直して直るようなものでもないで難しい部分もあろうかとは思いますが、今後どういったような方が管理をしていくのか、様々な提案があった場合はその業務だけではなくて、施設の中でしか分からない部分とか、感じる部分もあろうかと思しますので、そういったような相談ですとか、提案には十分耳を傾けていただきたいと思しますので、いかがでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） これまで行ってきた一部業務委託の範疇を出て、新しい業務形態、指定管理の方を導入していきたいと考えております。我々も現場を見ましているところを感じるところはありますし、また今度新たに指定管理を受けていただける業者、専門のノウハウがあると考えております。それを行政的な部分と専門的な部分から両方で検討を行いながら、協議しながら方向を定めていきたいと考えております。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

高重委員。

委員（高重洋介君） 堀越委員さんと同じような意見にはなると思えます。また、前回の委員会でも述べさせてもらったのですが、確かに課長さん説明のありましたように、築30年かなり傷んでもいます。また、特に炉の方は30年たって物すごく修繕費もかかりまして、今後いろんな対策を打っていくべきではないかなと。これを機に今ありましたロビーのホール、あの辺も今に似合ったものにしていくべきではないかなと。そういった意味でも先日の委員会でも言いましたように、指定管理だけではなくて、建物の修繕も含めてPPPの方式みたいな感じで、官民連携して民間のノウハウを生かして修繕工事などを行って行って、指定管理にこだわらず、もっと幅を広げてしっかり民間の活力を生かしていただきたいというふうに思いますが、その辺についてどのように思われますか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） この施設、平成元年にオープンいたしました。30年を越えております。老朽化は先ほど申しましたように、大きい炉の内部の改修は行っているのですが、施設そのものはそれほど大きい改修は行っておりません。老朽化が進んでいるということが1点と、先ほどもおっしゃいましたとおり、時代とちょっと合わなくなってきた

ている部分があります。近隣のほかの新しい施設を見てもかなり違う新しい形式になっております。そこら辺りは十分に調査しながら、新しい運営の中で施設整備も含めて考えていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

委員長（竹橋和彦君） ほかに。

副委員長。

副委員長（宇野武則君） この指定管理されている先進地の事例もあると思うのですが、指定管理してどこがどう有利になるのか、マイナスになるのか、この文書だけでは分からないのよ。だから耐火れんがなんか、年間定期的に張りかえることだから、そこらの先進地と今回の指定管理をやる場合に竹原市の場合はどれぐらいという、ある程度金額で比較できるようなものを出してもらわないと、丸のみになるのよ我々は。内容は何も分からないのよ、ただ指定管理やるということだろう。できるだけ丁寧に手間はかかるか分からないが、先進地は相当やっていると思うのだが。釜なんかの面積は大体同じだから耐火れんがの張りかえも大体同じになる。金額をそれを5年契約するのなら5年間でどういうものかということはある程度理解できるような材料を出してもらわないと、こういうことをずっとやったら駄目よ。問題はやっぱり金額だから、そこを出してもらわないと。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 御指摘いただいたとおり、現在の大規模修繕については計画的にやってる部分は炉の部分です。耐火れんがの部分を実画的に取り替えているという状況でございます。今回新たな指定管理を導入することによりまして、先ほどおっしゃいましたように、短期的なもの、そして5年間であるとか、短期、中期、長期的なものを先方から提案していただきたいと考えております。その中で業者選定を行っていききたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第80号竹原市産業廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、議案第80号竹原市産業廃棄物の処理及び清掃に関

する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書では35ページですが、議案参考資料で御説明いたします。議案参考資料45ページをお開きください。

この条例改正の提案の要旨でございますが、一般廃棄物の処理に関し、一般廃棄物の一層の減量化、公平な費用負担及びごみ分別に対する意識の向上を図ることを目的に、新たに処理手数料を徴収するため必要な規定を整備するものであります。

主な改正の内容でございますけれども、一般廃棄物の処理手数料を次のとおり徴収することといたします。第14条の2の関係でございますが、(1)といたしまして家庭系一般廃棄物でございます。家庭系一般廃棄物にかかるごみ袋を燃やせるもの・有害とリサイクルするものの2つに分類し、手数料をそれぞれ10リットル、20リットル、40リットルごとに手数料額の欄にございます金額とするものであります。表の上からでございますけれども、燃やせるもの・有害10リットルにつきましては1袋につき10円、20リットルにつきましては20円、40リットルにつきましては40円というものでございます。

リサイクルするものでございますが、同じく10、20、40リットルでございますが、リサイクルするものの袋につきましては、10リットルにつきましては1袋につき5円、20リットルにつきましては10円、40リットルにつきましては20円という内容となっております。

次に、(2)でございますが、事業系一般廃棄物でございます。事業系一般廃棄物につきましては、手数料を20キログラムまでごとに200円とするものであります。事業系一般廃棄物につきましては、現行と同様にごみ袋によるものではなく、処理施設への搬入時に計量を行うものであります。改正の内容につきましては以上でございます。冒頭でも申し上げましたが、この改正により一般廃棄物の処理に関し、一般廃棄物の一層の減量化、公平な費用負担、ごみ分別に対する意識の向上を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 新しい施設でのことになるのですが、今の現状のごみ袋とは変わって新しいものになるという認識でよろしいでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 形状等はありません。10リットル、20リットル、40リットルというものは変わりませんが、内容についてはまだ今検討中なのですが、色とかそういうものは変わりますとともに分別の種類が変わりますので、この袋はこれ、この袋はこれというような形で変わってまいります。ただ一般的には見た感じでは変わりはないという状況でございます。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 今も交流センターであったりとか、様々なところで指定ごみ袋の販売をされてると思うのですが、こちらの方は何か特別な手続等はなくそのままそこで今扱ってる方は同じように扱えるということでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 現在のところ、まず購入に関する手続は金額以外は変わることにはございません。そして今後どのようになるか分かりませんが、現在販売していただいている店舗につきましてはこのまま継承させていただくと。あとプラスアルファどうなるかは今後の協議の中で決めていきたいと考えております。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 聞き取れなかった部分もなのですが、今販売されているところの販売の手数料がありますよね。手数料については同じようなもの、それともまだ今後検討していく材料というところでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） そのとおりでございます。現在は検討中でございます。ただ、販売にかかる手間であるとか、そういった経費については全く変わりませんので、今のところはそのままいきたいと考えております。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑のある方。

川本委員。

委員（川本 円君） 私の家では大体40リットルを使わせていただいております。これを見る限りではちょうど今より4倍の料金がかかるということでございますが、今回された料金設定というのは東広島と同等、右に倣えという感覚で設定されたということによろ

しいですか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 今回の料金設定に当たりまして、県内近隣市町を調査いたしました。例えば、今我々が提案させていただいております1リットル1円というのは、我々が構成しております2市1町これも含めまして呉市、庄原市、大竹市と合わせて6の市町が1リットル1円を採用しておりました。そういった中で、完成後のエコパークを利用する構成団体といたしまして、ほかの東広島市と大崎上島町を参考にさせていただいて統一をしたという経緯でございます。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） 分かりました。

一番気になるのは、新施設が来年の10月からというふうには伺っておりますけども、約1年前ですよ、今で。なぜこのタイミングでこういうふうな徴収料をやろうというふうな経緯に至ったわけですか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） まず、この時期というのは1年後に控えておりますので、そういった形でいろんな準備がございます。袋の作成にいたしましても、年度開始しますとすぐに作成に入らなければならないということ。それから処理経費、今度処理場が東広島市内になりますのでいろんな経費、収集委託であるとかそういったものが変わってまいりますので、そういった経費のことも考えまして有料化を行うということです。有料化を行うのが来年の10月1日なのですが、それに先駆けまして御決定いただいた後にはいろんな準備に入っていきたいと考えております。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） 準備期間も含めて1年前にという話だと思います。

それとあと最後もう一点。移行期間ですよ、当然古い袋を大量にストックされている家もいらっしゃると思うのですが、その移行期間についての取扱いというのはもう決めているのでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 令和3年10月1日に導入ですが、その年の年末12月31日までの3か月期間は移行期間として扱いたいと考えております。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 割と早くから市民の皆様もいろいろな情報があったのかなというところもあるのですが、数日前に地元の新聞の方にも大きく取り上げられました。市民の皆様からどんな問合せとか、苦情とか、そういったものがありましたか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 例えば、窓口であるとか、電話であるとか、そういった内容はなかったです。ただ、我々が地元とか、いろんなところに行きますと聞かれるのは間違いないと思います。そういった中で今後考えておりますのが、まずは地域に出て説明をさせていただきたいと考えております。地域交流センターごとに考えていきたいと考えております。その後は、いろんなメディアを使って10月にかけて周知を徹底していきたいと考えております。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 私のほうにもあまり苦情というものはないので、いつからですかとか、今後どのような形で、例えば今のごみ袋がどうなるのですかとかというようなお話があります。1年間しっかりありますので、しっかり市民の皆様にも周知徹底をしていただいて、できれば10月1日からぱっと変わるぐらいのものがあればいいのかな。3か月間ではどうしてもダブるところがありますので、どうしても分かっててもその間変わる場合もありますので、できれば徹底して市民の皆さんに理解していただいて、分かりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。

以上です。お願いします。

委員長（竹橋和彦君） 答弁はいいのですか。

委員（高重洋介君） はい、いいです。

委員長（竹橋和彦君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 前回の委員会の中で、直接搬入のときはまだ検討中という話ではありましたが、新しいところに直接搬入というのはどういうふうになるのかを教えてください。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） まず、家庭系のごみということでございます。これは直接搬入におきましても家庭用の袋に入れていただくというのが原則でございます。この件につきましても周知していかなければならないなと考えました。

委員長（竹橋和彦君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 直接搬入はオーケーということで。それから確認ですけど、袋に入れて持っていくという形でよろしいのでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） そのとおりでございます。直接搬入でも袋に入れていただくということでございます。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第85号令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、議案第85号令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、その内容を御説明いたします。

市民生活部の議案等補足説明資料で御説明いたします。

まず、補足説明資料の2の1ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。繰越金におきまして、前年度繰越金124万5,000円を追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。諸支出金において、償還金利子及び割引料、過年度返還金124万5,000円を追加するものであります。

次のページでございます。

2の2ページをお開きください。

それぞれ内容について御説明いたします。まず、歳出について御説明いたします。

2、歳出、下段の方でございます。（1）過年度返還金、広島県国民健康保険給付費等交付金、特別交付金、特定健診、特定健康診査等負担金分であります。令和元年度中に実施した特定健康診査等に対して、県から概算交付されておりました交付金について精算を行ったところ、受診者を1,945人と見込んでいたところ、実績が1,753人となり返還が必要となったことから124万5,000円を追加するものであります。

次に、歳入でございます。上段になります。上段の1、歳入、（1）前年度繰越金であります。令和元年度国民健康保険特別会計について、決算により繰越金が生じたことから

124万5,000円を追加するものであります。また、このことによりまして、ここまでの歳入歳出で御説明いたしました特別会計予算の補正に当たり、歳入歳出の均衡を図るものであります。令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては以上であります。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

市民生活部は退席いただいて結構です。

議案第75号竹原市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） それでは、議案参考資料の方で御説明を申し上げたいと思います。

議案参考資料の29ページのほうを御覧になっていただければと思います。

議案第75号竹原市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案でございます。提案の趣旨につきましては、児童数の減少により現在休所中である大井保育所を廃止するものでございます。施行期日は令和3年1月1日でございます。

条例案の提案理由について、口頭で若干補足させていただきますと、児童数の減少によりまして、竹原中学校区における今後の見込み保育料について、現在運営している4か所のこども園の定員で賄うことができるということで廃止を行うものでございます。

また、7月29日の委員会の方で質問をいただきました住民合意につきましては、先月下旬に地元説明会を大井地域交流センターの方で開催をいたしました。特に反対意見もなく住民合意を得られたということで、このたびの条例の上程に至ったものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第81号竹原市介護保険条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） それでは、議案第81号竹原市介護保険条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料で御説明いたしますので、議案参考資料49ページをお開きください。

まず、提案の要旨でございますが、租税特別措置法等の一部が改正されたことに伴い、必要な字句の整理を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、延滞金の割合の特例の規定に用いる特例基準割合が、法改正により延滞金特例基準割合に改められたため、これに合わせて字句を改めるものでございます。

50ページからの新旧対照表をお開きください。

今回の改正につきましては、改正理由が同じであるため、50ページにある竹原市介護保険条例、51ページにある竹原市公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例、52ページにある竹原市後期高齢者医療に関する条例についてまとめて提案させていただくものでございます。

49ページにお戻りください。

施行期日は、令和3年1月1日でございます。

説明は以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第86号令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） それでは、令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案等補足説明資料で説明いたしますので、福祉部の議案等補足説明資料の1ページをお開きください。

今回の介護保険特別会計の補正予算につきましては、システム改修経費や保険給付費の精算に伴う返還金等を追加する内容となっております。

まず、歳入について御説明いたします。

国庫支出金において、介護給付費、国庫負担金1,423万8,000円、システム改修費国庫補助金180万円をそれぞれ追加するものであります。県支出金において、介護給付費県負担金36万円を追加するものであります。繰入金において、事務費繰入金370万円を追加するものであります。繰越金において、前年度繰越金1,144万2,000円を追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

総務費において、システム整備委託料550万円を追加するものであります。基金積立金において、介護給付費準備基金積立金2,091万7,000円を追加するものであります。諸支出金において、過年度返還金512万3,000円を追加するものであります。

3ページを御覧ください。それぞれ詳細について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

（1）の介護給付費負担金、国庫であります。令和元年度保険給付費の精算に伴い、介護給付費国庫負担金過年度分が追加交付されるため1,423万8,000円を増額するものであります。（2）の総務管理費補助金であります。令和3年4月施行の改正介護保険法に対応した介護保険システム改修事業の特定財源として180万円を追加するものであります。（3）の介護給付費負担金、県であります。令和元年度保険給付費の精算に伴い、介護給付費県負担金過年度分が追加交付されるため36万円を増額するものであります。（4）その他一般会計繰入金であります。介護保険システム改修事業のため、一般会計から370万円を繰り入れるものであります。（5）繰越金であります。令和元年度介護保険特別会計について、決算により繰越金が生じたため、1,144万2,000円を追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

(1) システム整備委託料であります。令和3年4月施行の改正介護保険法に対応した介護保険システム改修事業の委託料として550万円を追加するものであります。(2) の介護給付費準備基金積立金につきましては、後ほど御説明いたします。(3) の過年度返還金であります。令和元年度介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の精算に伴い、返還金が生じたため512万3,000円を追加するものであります。

内容につきましては、4ページと5ページの返還金内訳にございます。アの介護給付費負担金とイの地域支援事業交付金を合わせ国庫負担分446万5,000円、5ページにあります県負担分65万8,000円、総額512万3,000円を追加するものであります。

4ページにお戻りください。

(2) の介護給付費準備基金積立金であります。ここまでの歳入歳出で御説明いたしました特別会計予算の補正に当たり、歳入歳出の均衡を図るため2,091万7,000円を増額するものであります。

令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第1号)については以上でございます。  
委員長(竹橋和彦君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(竹橋和彦君) ないようですので、次に参ります。

福祉部は退席していただいて結構です。

議案第78号竹原市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長(西吉八起君) それでは、都市整備課から議案第78号竹原市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

議案書の29ページ、議案参考資料の39ページを御覧ください。

議案説明資料の方で説明をさせていただきます。

竹原市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、公共施設の集約及び公共交通利用者の利便性向上を図るため、竹原駅西自転車駐車場を拡張することに伴い、竹原駅東自転車駐輪場を廃止し、名称を竹原駅自転車駐車場に変更するものであります。

施行期日は、令和2年12月1日を予定しております。

次のページを御覧ください。

位置図をつけております。位置図の方の右側が現在借地で利用しております竹原駅東自転車駐車場になります。こちらの方を廃止いたしまして、現在左手の方に竹原駅西自転車駐車場がありますが、こちらを拡張することで進めております。それに伴い、名称の方を東、西と分かれていたのを方位を取りまして竹原駅自転車駐車場にするものになります。

次のページ、41ページを御覧ください。

条例の新旧対照表になります。改正後、改正前、アンダーラインが入っている部分になります。名称の方が竹原駅自転車駐車場1つになるという条例になります。

議案の説明については以上です。よろしく申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明委員は退席いただいて結構です。

午前10時58分 休憩

午前11時05分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申出をお願いします。

道法議員から委員外議員の発言の申出がありましたので、その内容と趣旨を簡潔に御説明願います。

道法議員。

委員外議員（道法知江君） 委員長初め、委員各位におかれましては、この時間をいただきましてありがとうございます。

私のほうからは、議案第79号の竹原市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてをお伺いさせていただきたいと思います。

先ほど担当課の答弁によりますと、業務委託ということで指定管理、効果的、効率的なものをというお話があったのですが、今の現状の残骨灰の処理の方法についてをお伺いさせていただきたいなというふうに思います。30年たっているという状況でもあります。年間約450人程度がお亡くなりになられているという状況もありますので、例えば処理業者が売却というのですかね。今、有価金属としてかなり高額に売られている金とか銀とか、またあるいは医療用の器具とか、パラジウム、プラチナ等が含まれているということでありました。それで、倫理的にどうなのかという問題もあると思いますけれども、残骨灰の所有権に関しては、収骨前は遺族の所有であり、収骨後は市町村の所有ということになっていると思いますので、30年経過したという状況もありますので、今後の指定管理ということになりますと、業者によっては残骨を有価金属として市の所有権ということでもありますので、市の収入にもなるということが全国でも行われているということもあるので、含めてそういったことをお伺いさせていただければなと思っております。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ただいまの説明に対して、委員からの御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 道法議員からの説明は話はよく分かるのですが、今回出された議案第79号については、書いてあるように施設の管理を指定管理者に行わせることができるか否かを審議する内容だと思うのですが、今、道法議員が言われたのは運用の中身ですよね、まだ指定管理者も決まってないのに運用の中身についてここでどうだこうだというのは適切ではないと私は思います。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 私は総括質疑で、本会議で、そのときに私はやられるべきだと思う、川本委員の意見は意見として。そうは言ってもそれでは指定管理料をどうするかといったときに、例えば今道法議員が提起された問題というのは、一遍は確認はしとかなないと

いけないと思うから。担当を呼んで確認をしていただいたらと、こういうふうに思います。

委員長（竹橋和彦君） ほかに御意見ありませんか。

それでは、賛成といかがなものかという意見がございましたけれども、委員にお諮りいたします。

道法議員の発言を許可することに賛成される方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

委員長（竹橋和彦君） では、賛成多数と認め、道法議員の発言を認めることに決しました。

ほかに委員間討議でこれまでに質疑、答弁等十分に精査されたのかどうか。ほかに提出する資料等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 同議員の質疑をする場合、説明員の範囲はどのようにしたらいいでしょう。

担当部長，課長でいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ほかに委員の方の質疑はないと認め、質疑の再開を始めます。

それでは、改めて質疑を行うことといたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどの委員間討議の結果、改めて質疑の必要が生じました。質疑を再開します。

この際、道法議員に申し上げます。審査の都合上、発言時間は一括で10分以内といたします。本来、委員外議員の発言というのは、所管事項や付託議案審査において特定の委員外議員が審査に必要な知識を持っている場合に、それを委員会審査に活用するものがあります。また、その知識を活用するに当たり、その発言には議題に対する質疑も含まれます。よって、先ほども確認したように、発言の内容が付託議案の審査に関わることから逸脱、または委員の質疑と重複した場合は、委員長から注意を行います。

それでは、委員外席のマイクで発言を行ってください。

委員外議員（道法知江君）　ただいま委員長初め、委員各位におかれまして質疑の許可をいただきましたこと感謝申し上げます。ありがとうございます。

私のほうは、議案第79号竹原市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてお伺いさせていただきたいと思います。

先ほどの委員会の中で御答弁にもありましたが、業務の内容が効果的かつ効率的にということで指定管理に変わるというお話であったと思います。

その際になのですけれども、今全体で大体毎年450名程度お亡くなりになっているという現状があります。そして、火葬場自体が30年を経過しているということもございますので、今の残骨灰の状況等をお伺いさせていただきたいなと思います。

それと、指定管理に委託をするということでもありますけれども、指定管理業務をされているほかの事業者等のことを調べますと、直接残骨灰の処理については、今、金の高騰等もあり、有価金属として金とか銀とか医療用器材、パラジウム、プラチナ等の金属としてそれを対価に替えて市の収入にしているというところもありましたので、それも含めて今後の指定管理というものがそういった業務ができるものなのかどうかというものも含めて御答弁いただきたいなと思います。

倫理的にどうかという問題もありますけれども、収骨前は遺族の所有であり、収骨後は市町村の所有であるということであると思います。それについては、どのような御見解があるのかということも併せてお伺いさせていただければなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君）　市民課長。

市民課長（塚原一俊君）　2点御質問いただきました。まず、現在の竹原市の状況についてでございます。現在、竹原市におきましては、残骨の処理につきましては、火葬業務を委託いたしておりますが、この請負業者の方で処理をしていただいているという形です。この内容につきましては、今、おっしゃったとおり専門業者さんのほうで引き取っていただいております。ほとんど無料に近い形で引き取っていただいております。それから発生する売上げに対してのものは受け取ってはいないという状況です。これが現状なのですが、県内各市町の状況も確認したのですが、おおむねそのような形でやっているという状況です。

2点目の金の高騰であるとか、そういった部分を含めて竹原市が収入として受けることができるかということですが、これは先ほど委員おっしゃったとおりのできるか、できな

いかの話になればそれは可能であろうかと思いますが。まず1点目として、そのような場合、現在ほぼ無料に近い形で請け負っていただいている方が無料のままでいいのかという話が出てくるのが1点と、あと先ほどおっしゃった技術的な問題ではない部分ですね、宗教的な部分であるとか、倫理的な部分、ここを解決しなければならないと思います。

今回、御提案させていただいた条例改正につきましては、指定管理を定めることができるというものなのですが、この質問をいただくまでこういった内容について、今後の仕様に入れるかどうかというのは実は検討いたしておりませんでした。

これにつきましては、各自治体で決めることだとは思いますが、簡単にはいかない部分だと認識いたしております。今回、御提案いただいた部分も含めまして、調査研究していかなければならないかなと考えております。

委員長（竹橋和彦君） 道法議員。

委員外議員（道法知江君） ありがとうございます。

中国新聞デジタルの中に、広島市が令和4年度からこういったものを導入する。また、大所帯であるところ、名古屋とか、東京とか、もう既にそういうものを導入されているということもありました。

本市といたしましても、収入ということに限るとこれは検討していただければありがたいなという思いもありましたので、今回、指定管理にするという条例ではありましたが、関連する内容ではないかなと思われましたのでお聞きさせていただきました。

御答弁ありがとうございました。

委員長（竹橋和彦君） これをもって道法議員の質疑を終結いたします。

説明員は退席いただいて結構です。

以上をもって本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時21分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会へ付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

議案第74号竹原市税条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号竹原市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第77号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号竹原市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第79号竹原市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第80号竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号竹原市介護保険条例等の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第85号令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（竹橋和彦君） 議案第86号令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。

午前 11 時 27 分 休憩

午後 11 時 27 分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

陳受第 2－4 号新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている各店舗への支援についての要望を議題とします。

本陳情については、内容については既にお配りしてありますが、朗読は省略させていただきます。

合わせて、産業振興課より現在、施行されている国、市及び市が今定例会に提案等も含めた施策が一覧表となっておりますので、これを参考の基に意見がありましたら御発言願います。

各委員、意見はございませんか。

副委員長。

副委員長（宇野武則君） 実際、どこ行っても特に飲食店とか、歓楽街のようなところが非常に人が少ないし。昨日も 33 階のビルに上がってお茶飲んだのですが、大体いつもの半分だし、そういう面からいうと広島でもトップクラスだろうと思うのですが。特に竹原市なんかある程度の会合が中止ということで、どのぐらい店舗が減少しているのか実態がどうかよく分かりませんが、そういう面では本人の皆さんの意見を聞く場が必要なのではないか。いろいろ市内でも、老人会とか、そういう会合がほとんど 100% 近く中止になっているという現状がありまして、島の方も皆そうなのですが。そこらをもうちょっと機会があれば代表者の意見と、市がどれぐらいそういう状況を把握しているのか、そこらも含めて事業者の方へそういう意見があったということをお伝えして、現状をもうちょっと把握してみたいなというふうに思います。

委員長（竹橋和彦君） ほかに意見はありませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 深刻な状況というのは、本当によく分かるのよね。特に飲食はすさまじい。理容は、私の経験でいうとむしろ相手が断るのよ、例えば、髪を切るだけならいいが、顔そりはお断りしますとかというのがあるから。一律にこれでどうのこうのというのは言えないのではと思う。

今、副委員長の方からあったように、例えば飲食の方の状況、コロナについて、もっと個別に。例えば参考人という形になるのかどうかは分からないけれども、聞いてみようや

といっても、施策とすれば国も県もやり尽くしているのよね。それならそうすると、今、副委員長の方からもあったように、例えば老人クラブだとか、各種団体は全部自主防衛に入っているのよ。これに対して、どうのこうのはなかなか言えない。そしてするとすれば、例えば正副委員長が声かけて、それこそ貸切りのような形でどこかで一杯やるぐらいのことしか私は現実にはできないだろうと思うよ。

そして、そうか言っても貸切りのような形にしておかないと、市外から来たところで持ち込まれているという可能性もあるからね。これとてもあそこはやった、あそこはやらないという不公平も出てくるのよ。そうした意味では、高知県議会はホテルの会場を借りて知事部局と県議会の懇親会とかやって大々的にあれしたことがあるのだけど。

恐らく、今竹原に必要なのはむしろ個人零細みたいな形で、困っているところの方が多いのだろうと思うのよ。それならお互いが声掛け合っていくようなことをするとか。お店の方もある程度なじみのお客さんには電話でもかけて来てやと言って、そういう営業をかけている人もいるのだと思うのよ。そうしないと、なかなかこれを受け付けて、議会でどうのこうのと理事者に対してしてくださいというのは難しい。もし、執行部において、自粛で出ないよと言っているなら、その自粛は緩和してもらって。少人数で十二分に感染に注意しながら行ってあげてぐらいの緩和は市長自らがしないといけないというところですよ。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ほかに。

高重委員。

委員（高重洋介君） 本当に私の知り合いとか、お店をしている方、今大変な状況だということとはよく伺っております。できる限り私も個人的にはお店に行ったりとか、自分ができる支援はやっていくつもり。ただ、これが団体客となると逆に御迷惑がかかるというところあるのですが。国の第二次補正を受けてかなり進んだと思うのですよ、今、いろんなここにもありますが、飲食店に関したりとか、いろんな補助が出てきております。もう少し様子を見て、この要望書が出たときがまだあまりそういう施策がなかったときなので、これから竹原市の方も補助事業が大分増えてきてますので、もう少し様子を見て注視していきながら、コロナの感染の状況も見ながら進めていったらどうかなというふうに思います。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） おっしゃるとおりで、出されたのが前回の定例会がもう始まっているというタイムラグが発生してます。そういった中で、市議会としても竹原市としても様々な施策を講じて、救済といたしますか、そういうものに取り組んでいる状況がありますので、要望書のこの中身の要求と現状が少し違ったような意識もあります。ただ、旅行者であったり、ホテル業であったり、飲食業であったり、様々な業種が今まで経験したことのないような打撃を受けているところなので、正しく恐れるといたしますか、それぞれの判断というところに委ねられるものではあるのですが、積極的に事業者が対策を講じているところは呼びかけまではしなくても、小さな団体であったりとか、個人、先ほど高重委員さんからもありました、宮原委員さんからもありましたように、自主判断になるところも多いですけど、なかなか大きな動きとしてこうすべきであるというのはまだ言えないところだとも思いますので、そこら辺は慎重に対応すべきだと思います。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 要望書見て、具体的にこうこうこうこうこういうふうにしてくださいというならだけど、こういう漠としたもので出て、議長が委員会付託と言ってすること自体が私は事務局の運営にも問題があると思っている。そうしないと審議のしようがないでしょ、ある意味でいえば議会がなめられているよ、私はそう思う。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 委員長として、この願意がどうなのかという、先ほど宮原委員が指摘したように、具体的な施策のお願いというので、国が今後補正予算がどうなるか分からないですけども、そのことによって国、県の施策が竹原市として踏襲されていくのではないかなというのはありますけれども、市としてどうこうしろというには具体性に欠けるのかなというのが願意の中身だと思います。私としてはそういう意見ですね。

ほかに違った視点の意見があれば。

高重委員。

委員（高重洋介君） 先ほども言いましたように、時期的なずれがあります。今、竹原市もいろんな補正を含んでコロナに対して出しています。それを今後見ながらいろんな補助事業のこととか、竹原の飲食の状況とか、お店の状況とか、またコロナの感染の状況とかを見ながら、まずは今出た補助事業をしっかりと見てどうなのかというところで、これでもまだ足りないとかあればまた委員会の中でお話をしてやっていくべきではないかなと。な

かなかこれをしてください、あれをしてくださいというものを出すのも難しいのではないかと思います。そういった中で、今出ているものをしっかりと我々が注視して、どういう状況なのかを把握してやっていくべきではないのかなと。だからもう少し様子を見ながらやっていくべきではないかなと思います。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） どっちにしても、議長から付託を受けたのでしょ。これをどうするかを審議しないといけないのよ。結論からいうと、私がさっきも言ったように、審議するに値しない、私はそう思っている、私は反対よ。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員からすると、継続審査的な要素が含まれているのかなという意味にとれるのですが、堀越委員は具体的にどうですか。

委員（堀越賢二君） おっしゃるように、私も言ったようにタイムラグが非常に発生をしております。新たな今の施策に対して今事業者もそれぞれ活用して事業をされています。そういった中で言われたように、同じことの繰り返しにもなりますけれども、その状況を見てさらなる支援がこういったところが必要だと、利用者の方の意識もまだまだ高いところにあるから次はこういうものをという声が上がったときにまさに要望書としてまた出てくるのであろうと思います。我々も吸い上げなくてははいけないし、ただ向こう側からも現場の声を伝えてもらうというのが非常に大事だと思うので。このいただいた時点でも少し弱いなという时期的にもありますし、3か月たった今であれば私はこれを委員会として受けるというのは賛成ではありません。

委員長（竹橋和彦君） 副委員長。

副委員長（宇野武則君） 一次補正、二次補正の救済のための各店舗の申請もしたり大分出ているはずなのよ、1階に。東京も15日から解除するように。広島の方行ったら全部熱も測るし、マスクをしていないと入れないという、それぐらい厳しくやっております。昨日も議会棟のレストランも3時に終わりという。これはもう半分以下よ、1テーブルに3脚ぐらいで。だから行政がこういうことを守ってくださいと、小池さんが毎日のように発信しています。そしてある程度緩和策も行政が打ち出さないと、補助でといっても東京の方が長く引っ張られない、あそこも金ないから。だから経済を回さないといけないという本音があるから解除するのだろう、少々リスクあっても。竹原市も行政がある程度データを調べながら、これ以上金銭的な支援ができないと思ったら、店舗にちゃんとしたコロナ対策をしてくれというようなことを発信する時期でもあるのだろうと思う。どっち

かを取らないと全部駄目よではいけないので。これを踏まえて、行政の方をお願いをして、ある程度コロナ対策をしっかりとやって安心ですよという、市民に安心感を与えてやっていくか。一番いいのは、本人を呼んで具体的に意見を求めることが一番いいのではと思うが。そういうことです。

委員長（竹橋和彦君） 要は、閉会中審査という……。

委員（宮原忠行君） 議長からの付託案件については結論出しましょう、どっちにしても。

委員長（竹橋和彦君） 継続審査するという意見もニュアンス的に多いのですけれども。

委員（宮原忠行君） 反対なら反対でいい、賛成なら賛成で。

委員長（竹橋和彦君） それでは採決してよろしいですか。

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている各店舗への支援についての要望についてこれより採決に入りたいと思います。

賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

委員長（竹橋和彦君） 賛成少数でありますので、本陳情は不採択と決しました。

陳受第2－7号建設業における地元業者育成に関する陳情を議題とします。

本陳情については、配付している中身のとおりなのですが、朗読は避けて意見のある方はその中身を持ってこの願意がどうなのかという視点を持って、意見があれば御発言願いたいと思います。

ありませんか。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、これより採決に入りたいと思います。

建設業における地元業者育成に関する陳情についてをこれより採決いたします。

賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

委員長（竹橋和彦君） 賛成多数により本陳情は採択することに決しました。

当委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会の付託案件に関する委員会報告書につきましては、本日

の議決結果を報告することといたします。また、本委員会での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他事項に移ります。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時49分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

福祉部長より発言の申出がありますので、これを許可します。

福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） それでは、引き続き福祉部の方から2件報告をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症搬送車両の購入についてということと、インフルエンザ予防接種助成事業についての2件について担当課長より報告させていただきますのでよろしくお願いたします。

委員長（竹橋和彦君） 新型コロナウイルス等感染者搬送車両の購入について説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 新型コロナウイルス等感染者搬送車両の購入について御報告いたします。

まず概要でございますが、新型コロナウイルスなどの感染症の軽症者等を搬送する際に用いる車内感染リスクの低減に配慮し、特別架装を施した感染症患者搬送車両を購入するものでございます。

次に、目的でございますが、感染症が疑われる者や軽症者の搬送は、専用車両にて県が行うものでございますが、災害時の道路事情等により保健所の車両が現地へ到着できない場合や同時多発的なクラスターが発生した場合など、各市町で搬送せざるを得ないことが想定されます。その際、通常の車両では搬送する職員に感染のリスクがあることや、搬送

後の消毒に時間を要することから、感染防止対策が施された車両を購入するものでございます。

次に、購入する車両でございますが、広島県がマツダに依頼して感染症患者搬送のために開発したものでございまして、CX8をベースとした特別架装車でございます。別紙の仕様を御覧ください。仕様でございますけれども、運転席と後部座席を前後隔壁によって仕切っております。リア空調循環システムやリアブローユニットにより陰圧にしたり、空気が前方に流れ込むのを防いでいるものでございます。

元にお戻りください。

必要経費でございますが、398万6,000円を見込んでおります。これについては、全額県の補助金を充当するものでございます。県内市町の購入希望を取りまとめておりまして、その回答までの期限が短かったため、これについては予備費を流用して対応することとしたものでございます。今後のスケジュールでございますが、9月中旬に物品売買契約をいたしまして11月に納入予定でございます。

御報告は以上です。

委員長（竹橋和彦君） ただいまの説明に対し、質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

令和2年度インフルエンザ予防接種助成事業について説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 令和2年度インフルエンザ予防接種助成事業について御報告いたします。

概要についてでございますが、インフルエンザ予防接種について、定期接種として実施している65歳以上の高齢者等の助成を拡大するとともに、6か月から小学6年生までの子供及び妊婦に対し、接種費用の助成を行うものでございます。

目的についてですが、季節性インフルエンザの流行期には、発熱等の症状を訴える人が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれることから、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの感染が同時に広まり、医療体制が混乱・逼迫することを防止するため、国が優先的に接種を呼びかけることとしている高齢者、子供及び妊婦に対し、

接種費用を助成するものでございます。

次に、助成対象でございますが、期間は令和2年10月1日から令和3年1月31日としております。対象者及び自己負担額でございますが、先ほど説明しました高齢者、子供、妊婦を対象とし、接種者数についてはそれぞれ7割の接種率を見込んでおります。高齢者が7,106人、子供が1,264人、妊婦が71人でございます。助成自己負担額でございますけれども、令和元年度は定期接種であります65歳以上の高齢者に対して自己負担額1,400円となるように3,100円ほど助成をしておりました。非課税世帯は無料としておりました。子供と妊婦は任意接種ですので助成が今まではございませんでしたが、令和2年度に限り無料とするものでございます。

アスタリスクの2のところを御覧ください。

上限額4,500円としておりますけれども、任意接種である子供と妊婦につきましては、市内の医療機関がそれぞれインフルエンザの金額を定めております。市内の医療機関では今年度最高額が4,500円ですので、市内の医療機関で接種していただいた場合には無料となります。市外の場合なのですけれども、償還払いとなりますので、4,500円より高い設定の医療機関で接種された場合には、多少自己負担が生じる場合もございますので、できるだけ市内の医療機関で接種していただくように啓発する予定でございます。

必要経費でございますが、当初予算に1,962万3,000円を見込んでおりました、今回のコロナ対策として2,415万7,000円を追加提案させていただくものでございます。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものでございます。

裏面を御覧ください。

周知方法でございますが、広報たけはら10月号や10月中旬を予定しております新聞折り込み等で周知をしていく予定としております。

説明は以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 接種は10月からですか。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 10月1日からでございます。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） それで、国の方の方針、これがどうなるか分からないけど、国の制度がある限りは自己負担なしでいけるけれども、国の制度がなくなって、例えば来年辺りコロナが終息したとすればこのとおりにはいきませんよということですね。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、説明員は退席いただいて結構です。

次に参ります。

閉会中、継続審査の申出についてであります。次回定例会の間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他、委員の皆様におかれて継続審査、調査についての御意見なり御要望等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに對し御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

その他で、高重委員。

委員（高重洋介君） 先月の委員会でプレミアム商品券の手数料2%の件でいろいろな意見が出たと思うのですが、その後いろんなことがあって2%が0%になったのですが、全く説明も何も受けていない、報告もないのですが、委員長の方は報告がありましたか。

委員長（竹橋和彦君） ありました。正副委員長で説明は受けました。

結果はボックスに配付しています。

委員（高重洋介君） 委員会でわざわざ下から上がってきてもらって、いろんな話をした中でボックスで終わりという。大事なことだと思うのですよ、2%今でいうコロナの中で事業所が大変な時期に2%手数料取る、取らないというのはこれは死活問題になると思うのですよ。その議論の後、そのときにも言ったのですが2%手数料取らないと言いながら2%取った、その経緯がない、報告もない。その中でまたゼロになった報告もない。結

局、委員会でも何の説明もないということで、私は正直納得はいかないのですが、今日でも説明があるのかなというような思いもあったのですが。委員長説明があった、ボックスでということです。分かりました。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） そのときも会議所の常議委員会がありまして、問題が提起されました。その後、様々な会報誌にてどういった経緯かといったようなこともありましたけども。実際問題として2%の足かせ部分があったので、それが使える店舗に応募しなかったという店舗が結構あるのですよね。本当の支援って何だろうなという声も会議の中で出ました。ただ、言い分も分からないことはないのですけれども、実際そう辞退した店があるという事実もやはりしっかり把握するべきであろうし、そういう委員会で取り上げて大きくひっくり返った、かなり大きなことだと思いますので、そういった場合は担当課の方から経緯も含めて、委員の皆さんに対しても説明があってしかるべきだなというふうに私も同じ意見でございます。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 委員2人から要請があれば委員会を開かないといけないのだから、2人いるのだから正副委員長に対してこうこうこういうので、こんな委員会を開いてくださいよと、今もう閉会中審査をやったのだから、それについて項目を書き加えていただいて次回の閉会中審査委員会でその説明を求めようということの方がいいのではないの、と思います。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 副委員長。

副委員長（宇野武則君） そういう問題が出れば、必ず結果を委員会へ報告するというように決めさせてもらいますよ。一例を言うと、例のいいね竹原の出資金105万円が頭に引っかかって。どうもあれは35%の比率にしないと今度は出資金だけが補償するというような内容だけど、そんなのも丁寧に説明してくれていない今まで。そこらも含めて全員がそういう問題を共有して委員会で、そして必ず報告させると、質問があったことについては結果を出させるということにさせていただきます。

委員長（竹橋和彦君） 要は2名の委員から指摘がありましたように、継続審査の項目にただいまの中身を付記してよろしいでしょうか。

次の委員会で取り扱っていきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。

そのように決しましたので、以上をもって民生産業委員会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後0時03分 閉会